
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 継続事件審査結果報告を議題といたします。
本案につきましては、平成 28 年第 2 回臨時会において、議案第 1 号「第 5 期下川町総合計画後期基本計画について」を下川町まち・ひと・しごと創生特別委員会に付託しておりましたが、原案可決すべきものと決定したとの審査報告がありましたので、審査経過の報告を求めます。

近藤八郎 下川町まち・ひと・しごと創生特別委員長。

○下川町まち・ひと・しごと創生特別委員長（近藤八郎君） それでは、審査結果報告について御報告をさせていただきますが、平成 28 年 2 月 15 日開催の第 2 回臨時会で、閉会中の継続審査事件になっておりました第 5 期下川町総合計画後期基本計画の審査結果を、会議規則第 76 条により報告いたします。

審査経過につきましては、御手元に配付の報告書に詳しく述べておりますので、省略いたしますので御一読願いたいと思います。

審査結果につきましては、議会の議決を要する事件として条例改正をした最初の継続審査事件でございますが、後期基本計画は、町民意向調査、総合計画審議会答申を経て策定されており、実質 2 か年の基本計画でございますが、審査の着眼点を重点に各課ヒヤリング、理事者見解等を踏まえ、別途意見を付して原案可決するものと決定いたしました。

審査意見としましては、第 5 期総合計画後期基本計画について、次に掲げる意見、提言等を真摯に受け止め、今後の施策推進等にも十分反映すべきであります。

一つは、後期基本計画の成果指標について、町民と意識を共有することができるような目標値を設定すべきであり、本町の現状を踏まえ、必要に応じて再検討できることとすること。

二つ目は、後期基本計画の推進に当たっては、計画全体の目指す方向性を町民と共有しながら、共に取組を進めることが重要であることから、計画の内容を幅広く周知するための工夫を図ること。

三点目は、後期基本計画の施策の推進に当たっては、全庁的な取組が必要なものもあることから、着実に成果が挙げられるよう関係部局や職員間の一層の連携に努めること。

四点目は、後期基本計画の事業実施に当たっては、絵に描いた餅となることがないように中長期的な展望を持ちながら成果が期待できるよう、評価と検証をしっかりと行うこと。

五点目には、後期基本計画期間においては、様々な大規模事業が想定されますが、第 5 期総合計画の当初に示す基本的な財政規律を逸脱することなく、次期展望計画を見据え、適切な事業、施策の選択を行い、後年度負担に影響しないようその執行にあたること。

最後、六点目は、計画期間 8 年間のうち、前期 4 年を実行計画期間、後期 4 年を展望計画期間としておりますが、次期総合計画策定に当たっては、その策定スケジュールや計画策定手順など、いわゆる 2 層構造の手法を十分検討する必要があること。

以上申し上げまして、当特別委員会は付議されました第5期総合計画基本計画を「原案どおり可決すべきもの」と決したところでございます。

議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査報告といたします。

○議長（木下一己君） ただ今、下川町まち・ひと・しごと創生特別委員長から審査経過の報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第2 議案第23号「平成28年度下川町一般会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第23号 平成28年度下川町一般会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

委員会の予算審査について、冒頭、副町長より予算編成方針並びに新年度予算の概要に

についての説明がありました。

本年度は、谷町政初の本格予算の編成であり、国の地方財政計画、町の予算編成方針、第5期下川町総合計画などに基づくもので、地域の諸課題の解決に向け、産業の振興、町民生活の安全・安心の確保、町民福祉の増進など積極的な予算編成となっています。

歳入、歳出ともに61億3,300万円を計上しています。

歳出の義務的経費は16億5,969万円、投資的経費が21億3,530万円、その他の経費で23億3,801万円となっています。

歳入では、町税で3億1,233万円、地方交付税で25億2,000万円、国及び道支出金で7億186万円、繰入金では、ふるさとづくり基金繰入金2億4,940万円、サンルダム建設対策基金1億7,350万円、森林づくり基金1,000万円など、全体で5億8,935万円を計上、町債は10億7,570万円となっています。

副町長から下川町の財政状況について、「交付税が伸びなく年々減少傾向にあるが、補助金などを導入し効果的な取組を進めてきている。大型事業によって借入れが膨らんでくるので楽観視できない状況であるが、健全財政を堅持していきたい。」との答弁がありました。

所管課質疑、理事者見解等を踏まえ、審査まとめの冒頭、委員から「議案第23号平成28年度下川町一般会計予算」に対して、修正動議が提出されました。

その内容は、歳出では、商工労働費の宿泊研修交流施設建設工事施工監理委託料1,000万円、建設工事費4億6,000万円の計4億7,000万円。

歳入では、繰入金2億8,000万円、町債1億9,000万円の計4億7,000万円をそれぞれ減額し、歳入歳出ともに56億6,300万円とするための予算の一部を修正しようとするものです。

その理由として、「第5回臨時会において示された概算事業費を大きく上回る額が計上されている。ヒートポンプの設置にいたっては、当初説明されてなく整備費も多額である。」

二点目、「サンルダム建設対策基金の繰入れは、サンルダム周辺整備に活用することが本来であり、運用が適切であるか疑念が払拭できない。」

三点目、「用地取得、外構工事、備品購入等を考慮すると、事業費がさらに増嵩することが予想される。」

四点目、「管理運営等、その手法が不十分である。採算性や経済効果について楽観視できない。後年度負担の不安要素が大きく、町民理解を得ることが困難である。五味温泉などへの影響も計り知れない。」

五点目、「最大の理由は、町民の理解を得る説明責任を十分果たしていない。」

以上、宿泊施設の必要性は理解できるが、財源、運営、採算性等諸事項を明確にした上で、改めて町民説明など積極的な情報提供を行うなど、政策決定過程を経るべきである。

そのことが、今後のまちづくりを行う上で重要な糧となることを期待したいとして、修正案の提案説明がありました。

その後、質疑、反対・賛成意見などを求め、委員全員が修正案に賛意を示されておりました。

こうした中、町長から、「下川町議会会議規則」第20条の2の規定により、議案訂正の申し出があり、本会議において承認されました。

その内容は、歳出では、商工労働費の宿泊研修交流施設建設工事施工監理委託料 1,000 万円、建設工事費 4 億 6,000 万円の計 4 億 7,000 万円。

歳入では、繰入金 2 億 8,000 万円、町債 1 億 9,000 万円の計 4 億 7,000 万円をそれぞれ減額し、歳入歳出ともに 56 億 6,300 万円とするものです。

訂正後の「議案第 23 号 平成 28 年度下川町一般会計予算」について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

審査に当たり、所管課ごとに担当課長などから推進施策・事業概要、それから事項別明細書、参考資料により説明を受けました。その内容と質疑・答弁、そして意見等について主な事項について所管課ごとに報告します。

事業概要書 1 ページからです。

議会事務局所管では、「議会機能の充実」を施策の柱として、議会活動報告会等の充実、速やかな情報提供、監査機能の充実のための予算が計上されています。

次に、概要書 3 ページからです。

総務課所管の施策では、「コンパクトで機能的な市街地整備の推進」「柔軟な総合的・計画的な行政運営」などの予算が計上されています。

課長などから、「旭町旧市村組建物の除去等工事を行い、利用については今後検討していく。庁舎三階屋上の防水改修工事と一階多目的トイレ設置の設計を行う。」などの説明がありました。

委員から、「京丹波町などとの人事交流の検証が必要である。」、「会議等における託児サービスは利用しやすい環境整備が必要である。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 5 ページからでございます。

税務住民課所管の施策では、「公共交通」「環境保全」「地域自治・地域内連携」などの予算が計上されています。

課長などから、「バスターミナル合同センターの防水工事を行う。平成 30 年度からの広域埋立ゴミ処分場の供用開始に向け、埋立ゴミの処理、運搬計画の作成を行う。ごみ埋立処分地は、覆土して適切な管理を行っていく。公区防犯灯の LED 化については、5 年計画の 4 年目で、115 基を設置する。」などの説明がありました。

委員から、「庁舎前スクールゾーンの安全対策は 30 km/h の速度規制となっていて、さらなる速度規制は難しいということであるが、昨年の和寒の事故を踏まえ、学年によってそれぞれ違う下校時間の安全対策が必要である。」、「ふるさと通り線側からちびっ子広場への入口通路として一部開けているが、周辺の生け垣などを含め、子供誘拐などの危険を回避する方策が必要である。」、「地域の自主的防災組織について、モデル的に広げていく必要がある。災害はいつあるかわからない。問題は冬である。公区会館のない所の非常用備品保管や冬季の停電対策など含め、万全を期すること。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 8 ページからです。

保健福祉課所管では、「地域保健福祉の充実」「健康づくりの推進」「生活習慣病対策の充実」「保育・子育て支援サービスの充実」などの予算が計上されています。

課長などから、「福祉人材育成事業として、介護職員初任者研修、介護福祉士などの福祉人材資格取得等に 10 万円を限度として助成する制度を設けた。対象は町内在住者。年齢制限はない。勤務者の資格取得のための時間確保が難しい。交通費支給を行っている」と

ころもあるが、今後事業を進めていく上で検討していく。」

子供の予防接種事業で、「本年度からロタウイルス胃腸炎の予防接種費用を全額助成する。」「疾病予防として、20歳からの生活習慣予防事業、無料クーポン券発行などのがん検診を行う。」「多様な保育ニーズへ対応する。中学生までの医療費給付。2歳時までの子育てに係る費用負担軽減を行う。」などの説明がありました。

委員から、「福祉人材資格取得後の給与面などへの反映を期待する。」「敬老会、金婚式などの在り方について、関係者と協議を進めて改善してほしい。」「民生委員が不足しているのではないか。」「幼児センターの活動は移住定住に繋がるものである。関係機関等と連携して情報発信をすべきである。」「病時保育の常設について研究調査をしてほしい。」との意見がありました。

次に、事業概要書 10 ページからです。

山びこ学園所管では、「山びこ学園及びグループホーム「ういる」の充実」の予算が計上されています。

園長などから、「老朽化した施設のため、4年計画で整備をしていきたい。本年度はボイラー更新、熱交換機の新設等改修、正面玄関防犯カメラを設置する。」などの説明がありました。

次に、事業概要書 13 ページ。

あけぼの園所管では、「高齢者福祉サービスと社会参加の推進」などの予算が計上されています。

委員から、「あけぼの園を会場に開催している世代交流ふれあい広場について、本来の業務に支障を来しているのではないか。今後検討する必要がある。」との意見がありました。

次に、事業概要書 16 ページからです。

農業委員会及び農務課の所管で、「総合的な農業施策」「生産・流通体制の整備」などの予算が計上されています。

課長などから、「フルーツトマトの半養液栽培について、去年は好成績を収めた。今年度は増加を見込める。トマトジュース製造 30 周年記念祝賀会を 11 月中に開催する予定である。原料確保に苦慮している。生産体制の整備を図っていきたい。」「上名寄集住化等計画は、全体プランが出来上がっている。現在、事業費積算をしている。農業研修施設との一体的整備を進めるためにも、新型再生交付金事業として申請していくことを考えている。」などの説明がありました。

委員から、「酪農の新規就農者は多額な投資をする。農協と連携して経営指導などを行う必要がある。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 21 ページからです。

森林総合産業推進課所管では、「循環型森林経営の推進」「林業・林産業の振興」などの予算が計上されています。

課長などから、「クリーンラーチの特定母樹園を整備していく。人材確保のため、道内高校の森林コースの学生を対象にインターンシップ等を受け入れる。下川町ふるさと開発振興公社…以下、ふるさと公社と言わせていただきます…から派遣されている職員の給与は、公社の給与基準を基に町から賃金として支払っている。」などの説明がありました。

委員から、「ふるさと公社からの派遣職員の賃金等支払いは、町から公社へ人件費等の経費を支払い、そして公社から派遣職員へ支払うべきではないか。」「森林づくり専門員について、より高い専門性が習得できる機会創出を図る必要がある。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 25 ページからです。

環境未来都市推進課所管では、「サンルダム建設促進」「中小企業の振興」「環境未来都市」などの予算が計上されています。

課長などから、「サンルダム周辺整備計画に関する概算事業費を含めた実行計画は、本年度策定する。以後、ローリングを行いながら整備を進めていく。本年度は、象の鼻展望台の広場・駐車場を整備する。」

産業活性化支援機構については、「情報発信の一元化、移住・定住の促進、雇用の創出などを図る機能を有するもので、任意団体である。組織は町内各団体、町を中心に構成する。マネージャー、地域おこし協力隊員、事務員含め 4 名の常勤スタッフでスタートする。町から 2,510 万円を支出する。将来的にはふるさと公社クラスター推進部に統合することも考えられる。」などの説明がありました。

訂正前の委員会審査における宿泊研修交流施設については、委員から、「宿泊業として収支計画がない。なぜ 20 から 26 部屋になったのか。部屋間の遮音は当初から想定しなかったのか。なぜ工事費が倍の 4 億 6,000 万円になったのか。コストダウンに向けた検討をしたのか。備品周辺整備を含め、総体で 5 億 6,000 万円になる。住民への説明を行ったか。サンルダム基金の原資は用地取得に係るものであるが、財源充当は適当か。管理は町外業者を想定するのか。除雪はどうするのか。」などの質問に対して、課長などから、「牧村旅館の実績を参考に、雇用 7 名、稼働率 50%、朝食付き 1 泊 8,500 円、360 日営業で試算すると 460 万円くらいの利益となる。26 部屋は当初から想定している。不具合を想定して遮音に重点をおいた。資材・人件費の高騰、床面積増、ヒートポンプ設置、遮音、高断熱化などで工事費が倍額となった。審議会などへの説明機会をつくりたい。3 月 31 日の公区長会議で説明したい。できるだけ情報提供していきたい。サンルダム基金取崩しは地域振興用途として農村の活性化に繋がるものであり、問題ないと思う。除雪は南側へ押し付ける。敷地内の国有地取得交渉は上手くいくと思う。ヒートポンプはゆくゆく地域熱供給に繋げるエネルギーミックスを目指す。今後、食堂交流施設が備わっているので、社会教育施設として道補助金の申請をしていきたい。」などの説明がありました。

次に、事業概要書 28 ページからです。

建設水道課所管では、「街のにぎわい空間の形成」「快適な住環境の確保」などの予算が計上されています。

課長などから、「まちおこしセンターは…仮称でございますが…10 月完成、12 月オープン予定で、管理は直営で個人経営以外の団体への管理委託を予定している。賃貸料は工事費を面積按分して光熱水費含め 47~48 万円ぐらい。クラスター推進部の入居は将来的には可能性がある。運営の所管部署は今後打合せしていく。」「森林管理署から取得した 3 棟 6 戸の住宅は 4 月早々に内部改修し、連休目途に入居できるようにしたい。」などの説明がありました。

委員から、「まちおこしセンター入居団体からなる運営委員会をつくり、管理する方法

もある。備品購入は所管課が主体となって行うべき。町民の関心が高いので十分連携を取りながら取り組んでほしい。」などの意見がありました。

次に、事業概要書 32 ページからです。

教育課所管では、「小中学校教育の充実」「下川商業高等学校への支援」などの予算が計上されています。

課長などから、「ウイークエンドスクールは、小学 3 年生から 4 年生を拡大していく。部活動生徒の送迎について、土曜日・日曜日のスクールバス運行代替として乗合タクシー利用を進める。いじめ防止対策条例は第 2 回定例会で提案する予定である。」などの説明がありました。

委員から、「要望により小・中学校玄関へドアホンを設置するとのことであるが、幼児センターへの設置も必要ではないか。」「多目的交流施設の委託料について精査すべきではないか。」「小学校グラウンドでの野球時の危険防止のため、サイドに防護ネットが必要でないか。」「少年団活動支援を充実する必要がある。」「小学校敷地内の国有地取得について、経過と現状を踏まえた交渉を行うこと。」「高校生の生徒確保だけでなく、家族移住による子供たちの増加を図るため、産業活性化支援機構と連携して総合的な施策を展開してほしい。」などの意見がありました。

歳入の説明については、特に意見がありませんでした。

最後の理事者総括質疑では、一つ、施設の指定管理について、「施設の指定管理等について、民間ノウハウの活用、経費節減等指定管理者制度の目的を十分発揮していないのではないか。」との質問に対して、理事者から、「新年度以降、チェックできる体制づくりを進める。現地に赴きチェックしていく。PDCA（計画、実行、評価、改善）をしっかりと確認できるように進めていきたい。利用者満足度調査も研究してみたい。」などの答弁がありました。

二つ目、予算編成方針に基づく予算化について、「予算審査を通して、編成方針にあるスクラップ・アンド・ビルドの中で、見直し、廃止が全くされていないのではないか。」との質問に対して、理事者から、「廃止、削減を念頭に予算編成を行ったが、大幅な削減は支障を来す。時代に合わなくなったものはしっかり見直ししなければならない。公共事業の縮減も視野に入って、3,000 人規模のまちで建設工事が大きいものがある。事業者理解を得て見直しを図っていく。1 年間の工事発注計画を事業者に表示して競争してもらおう。説明責任を果たしていきたい。物品購入を研究していきたい。予算を拡充しないようにしていきたい。」との答弁がありました。

委員から、「理事者が方針を示し知恵を絞る必要がある。危機意識をもってないのではないか。財政が厳しいことを職員に理解してもらう必要がある。ゼロ予算…予算化しないで取り組むものでありますが…を取り入れてはどうか。」との意見がありました。

三つ目、職員定数について、「福祉施設等の人員不足によってサービスの低下が招いている。職員の定数配分の見直しを考えていないのか。」などの質問に対して、「公募しても応募がない状況で、29 年度に向けて職員募集をしていかなければならない。担い手対策を検討していき、民間事業者の方々へは制度的に何ができるのか制度設計をしていきたい。担い手がいない中で条件整備の限界がある。民間事業者に配慮しなければならない。今後引き続き議論していきたい。」との答弁がありました。

委員から、「29年度からと言わず、速やかに職員を補充しなければならない。移住を受け入れる条件整備は大事である。」などの意見がありました。

以上、審査を行った結果、総務産業常任委員会として次の意見を付します。

一つ、昨年の第4回定例会でも意見を付したが、本町の条例体系が整備されていない。今後、各条例、要領、要綱、取扱い等を含め、体系化すべきである。

以上、意見を付して、当委員会として「訂正後の原案を可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の特段の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願ひします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第3 議案第24号「平成28年度下川町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第 24 号 平成 28 年度下川町下水道事業特別会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出予算それぞれ 1 億 7,620 万円とし、第 2 条では、地方債の起債目的と限度額 800 万円等を定め、第 3 条では、一時借入金の最高限度額を 5,000 万円と定めるものです。

審査に当たり、担当課長などから推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。その主な内容等について報告します。

事業概要の 30 ページからでございます。

「公共下水道の維持管理と整備の推進」「合併処理浄化槽の維持管理と設置促進」のための予算が計上されています。

浄化センター中央監視装置改修工事、汚泥処理設備等改修実施設計、個別排水処理施設の適切な管理などがございます。

以上、当委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 24 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 24 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 24 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 4 議案第 25 号「平成 28 年度下川町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第 25 号 平成 28 年度下川町簡易水道事業特別会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出予算それぞれ 1 億 2,576 万円とし、第 2 条では、継続費の経費の総額 1,206 万円及び年割額を定め、第 3 条では、地方債の目的と限度額 1,870 万円等を定め、第 4 条では、一時借入金の最高額を 500 万円と定めるものです。

審査に当たり、担当課長などから推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。その主な内容について報告します。

事業概要 30 ページ、「水道施設の適正な維持管理」「計画的な水道施設の整備」のための予算が計上されております。

下川浄化場建設基本計画策定…継続費でございますが、さらに南 5 条通り線配水管移設工事、また、配給水施設維持管理として量水器 257 台、消火栓 3 か所取替えなどを行います。

委員から、「水道の技術管理者は委託業者か。」との質問に対し、「委託業者である。」との答弁がありました。

以上、当委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願ひします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 25 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 25 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 5 議案第 26 号「平成 28 年度下川町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第 26 号 平成 28 年度下川町介護保険特別会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、介護保険事業勘定の歳入歳出予算それぞれ 4 億 2,422 万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ 2 億 9,829 万円を定め、第 2 条では、一時借入金の限度額を、介護保険事業勘定 3,000 万円、介護サービス事業勘定 3,000 万円と定めるものです。

審査に当たり、担当課長などから推進施策・事業概要、事項別明細書により説明を受けました。その主な内容等について報告します。

事業概要 8 ページからです。

介護保険事業として、「高齢者福祉サービスと社会参加の推進」「介護予防の推進と介護保険制度の円滑な運用」のための予算が計上されています。

介護保険事業として、高齢者見守り体制の充実、主体的な地域介護予防活動の参加促進、医療機関と介護・福祉関係機関との連携推進体制の構築などを行います。

事業概要 14 ページから、介護サービス事業として、高齢者支援のため、あけぼの園、短期入所生活介護、通所介護サービスなどの予算が計上されています。園長などから、「あけぼの園は、定員 56 名に特例枠 2 名を追加して 58 名のお年寄りサービスを提供していたが、現在、離職者など介護職員の不足で特例枠を用いていないとともに、定員を 54 名と

している。」との説明がありました。

以上、当委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 26 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 6 議案第 27 号「平成 28 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第 27 号 平成 28 年度下川町国民健康保険事業特別会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条で、歳入歳出予算それぞれ 5 億 7,765 万円を定め、

第2条では、一時借入金の最高額を5,000万円と定め、第3条では、歳出予算の各項の経費の金額の流用について定めるものです。

審査に当たり、所管課長などから詳細説明を受けました。その主な内容について報告します。

事業概要8ページ、「医療保険と医療費助成の推進」のための予算が計上されております。

医療費の抑制、医療機関との連携、受診勧奨などを行います。

委員からの、「特定健診の受診者数は。」「受診率が低いとペナルティがあるのか。」との質問に対して、「26年度は457人…特定健診の受診者です。受診率は60.8%、26年度全道9位と高いのでペナルティは詳しくは分からない。」との答弁がありました。

以上、当委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第27号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第7 議案第28号「平成28年度下川町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第28号 平成28年度下川町後期高齢者医療特別会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回の予算計上に当たっては、第1条で、歳入歳出予算それぞれ5,893万円を定めるものです。

後期高齢者医療広域連合納付金等の予算が計上されております。

以上、当委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第28号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 8 議案第 29 号「平成 28 年度下川町病院事業会計予算」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、当委員会に付託を受けました、議案第 29 号 平成 28 年度下川町病院事業会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告をします。

今回の予算計上に当たっては、第 1 条は総則で、第 2 条で業務の予定量、年間患者数で入院が 12,040 人、外来で 21,960 人などを定め、第 3 条で収益的収入 5 億 1,551 万円、支出 5 億 4,328 万円を定め、第 4 条で資本的収入 402 万円、支出 674 万円を定め、第 5 条で一時借入金の限度額 3,000 万円を定め、第 6 条で予定支出の各項目の経費の金額の流用を定め、第 7 条で議会の議決を経なければ流用することができない経費を定め、第 8 条で他会計からの補助金額 2 億 1,000 万円を定め、第 9 条でたな卸資産購入限度額 4,992 万円を定めるものであります。

町立病院の診療体制・患者へのサービスの向上などを図るものです。

審査に当たり、事務長などから推進施策・事業概要、予算説明書により説明を受けました。その主な内容等について報告します。

事業概要 34 ページ。

事務長などから、「不在となっている外科医が、4 月 1 日から水・木・金の 3 日間勤務する。患者が戻ってくることを期待している。不足する看護師などは、人材確保計画を策定し進めていきたい。業務委託に伴う窓口業務の大幅改善は難しい。少々時間が掛かると思う。病院関係の地方交付税は 1 億 2,000 万円くらい入っている。」などの説明がありました。

委員から、「医者が 3 名体制となることに伴い、理事者から予算編成時に病院経営改善のための指示があってもよい。従前と同様の考え方である。人員の確保とサービスの低下を招かないよう進めてほしい。業務委託に伴う経費の削減効果が見えない。」などの意見がありました。

以上、当委員会として「原案どおり可決すべきもの」と決したところです。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 29 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 29 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 29 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 9 議案第 30 号「平成 27 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今定例会において、委員会に付託を受けました、議案 30 号 平成 27 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は第 9 回目の補正予算で、歳入、歳出ともに 9,020 万円を追加し、予算総額 56 億 1,220 万円とするもののほか、繰越明許費の設定です。

今回の補正は、地方創生加速化交付金及び特別交付税の交付額の確定によるものです。

審査に当たり、まず、総務課長などから参考資料、事項別明細書により説明を受け、その後、所管課長などから詳細説明を受けました。その主な内容について報告します。

まず、繰越明許費の設定ですが、議案書 91 ページの第 2 表です。

地方創生加速化交付金事業の全事業を平成 28 年度に繰越しして実施することから、繰越明許費として予算に定めて執行するものです。

次に、歳出ですが、事項別明細書 4 ページです。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、節 13 委託料等で、高齢者向け快

適居住空間構想樹立及び地域人材バンク窓口機能構築に係る経費として 1,530 万円が計上されています。高齢者向け快適居住空間構想は、あけぼの園、ぬく森、支援ハウスなどのニーズを踏まえ、先進地事例調査、専門家からのアドバイスを受け、検討会などで構想を検討していくもので、収支、効果、位置など含めた構想となるものです。

次に、4 ページから 5 ページ、款 5 農林業費、項 2 林業費、目 4 森林総合産業特区推進費、目 5 森林バイオマス発電推進費の各節 13 委託料等で、地域材ブランディング・新商品開発、一の橋地区地域熱供給効率化改善計画策定に係る経費として 1,929 万円が計上されています。

次に、5 ページから 6 ページ、款 6 商工労働費、項 1 商工費、目 2 ふるさと観光振興費、節 13 委託料では、五味温泉客室改修実施設計等の経費として 780 万円が計上されています。目 3 地域振興費、節 13 委託料等では、移住定住総合窓口運営事業等の経費として 3,065 万円が計上されています。

次に、6 ページから 7 ページ、目 4 環境未来都市推進費、節 9 旅費、13 委託料等で、台湾からの訪日観光促進として名寄市、美深町との広域連携事業、モンゴル大学を含めた産学官連携による薬用植物栽培調査等事業、地域経済循環調査等に係る経費として 1,716 万円が計上されています。

委員から、「広域連携事業において、下川の基幹産業である農業においても視野に入れて取り組むべきである。」との意見がありました。

本補正予算については、平成 28 年度一般会計予算と重複する予算があることから、今後、補正予算において精査することとなります。

次に、歳入ですが、前に戻りまして 3 ページ、款 9 地方交付税、項 1 地方交付税で、特別交付税 2,239 万円。

款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金で、各事業に伴う補助金 8,000 万円が計上されています。

以上、当委員会としては、これまでの経過と経緯を踏まえ、「原案どおり可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果についての報告とします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 30 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 30 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 30 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 10 下川町まち・ひと・しごと創生特別委員会から、調査結果に係る報告を行います。

なお、報告事項につきましては、印刷して御手元に配付してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いしたいと思います。

近藤八郎 下川町まち・ひと・しごと創生特別委員長。

○下川町まち・ひと・しごと創生特別委員長（近藤八郎君） それでは、まち・ひと・しごと創生特別委員会の設置後の調査結果について、御報告をさせていただきます。

平成 27 年 9 月の第 3 回定例会で設置された下川町まち・ひと・しごと創生特別委員会で、閉会中継続調査としておりました総合戦略に関して、その調査結果を会議規則第 76 条により報告いたします。

当特別委員会の設置目的である調査については、昨年 12 月の第 4 回定例会本会議で中間報告しているところですが、本年 2 月 12 日事業計画を申請していた地方創生加速化交付金の内示を受け、本会期中補正予算で追加提案されたところでもございます。

自治体の人口減少対策を後押しする今回の交付金は、当該交付金を使い切った後も事業が継続できることなどを条件に配分されていることが特徴的でございます。事業内容については、提案された予算補正で明らかになっておりますので、詳細は省略いたします。

当特別委員会としては、地方版総合戦略は、まちの 20 年後、30 年後を視野に入れた計画というよりも交付金支給対象である 5 年間で達成できる事業リストになった感があり、最も大切なことは自律的な地域経済の活性化であり、産業の振興と雇用創出が重要であります。総合戦略は策定から実行段階に入ったとの説明を受けましたが、中間報告でも述べたとおり、第 5 期総合計画に含まれるものである限り、何よりも優先されるべき財源対策など行財政基盤の整備を怠ることなく、まちづくりの基本となる総合計画との整合性を図る必要があることを十分認識すべきであることを申し上げ、簡単でございますが、下川町まち・ひと・しごと創生特別委員会の調査結果といたします。

○議長（木下一己君） 以上で報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 11 発議第 2 号「平成 28 年度下川町議会運営活動方針」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4 番 奈須憲一郎 議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、発議第 2 号 平成 28 年度下川町議会運営活動方針について、提案趣旨を申し上げます。

第 1 に、基本理念といたしまして、地域の在り方を根幹から問い直す激動の時代に私たちは生きている。地方議会においても、議員の政策形成能力の向上など、新しい時代に対応する必要がある。特に、主権者である町民の意思を町政運営に反映する活動が求められており、広報・広聴機能の充実によって「開かれた議会」を推進し、町民の負託に応えなければなりません。

大項目二点目といたしまして、基本方針。

一つ目は、議員の資質向上。

二つ目に、政策形成機能、チェック機能の充実強化。

三つ目に、町民に開かれた議会の推進。

四つ目に、ICT…これは情報・通信に関する技術をさします…の活用。

大項目三つ目といたしまして、各委員会…総務産業常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会…それぞれの所管事務調査等の実施計画を立てております。

大項目四つ目、最後に、議員研修事業実施計画といたしまして、全道町村議会議員研修会の参加、上川管内町村議会議員研修会の参加、議員自主研修の推進、これを掲げております。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、各議員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第12 「議員の派遣について」を議題といたします。

お諮りします。

本町の重要懸案事項の要請並びに各種研修会等への出席のため、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間において、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたと思います。

これを承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間、議員の派遣について承認されました。

○議長（木下一己君） 日程第13 「閉会中の継続調査の申し出について」を議題といたします。

議会運営委員会から、「各議会の会期及び議会運営に関する事項等の調査協議の件について」、議会広報特別委員会から、「議会広報の発行及び調査研究に関する事項の件について」、会議規則第74条の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありましたので、これを承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て

終了いたしました。

これをもって、平成 28 年第 1 回下川町議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 27 分 閉会